

日本下水道事業団法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定による貸付金の償還期間等を定める政令案要綱

第一 償還期間及び償還方法

貸付金の償還期間は十年とし、償還は均等年賦償還とすること。（第一条関係）

第二 償還に関し必要な事項

償還期限は毎会計年度三月三十一日であること、政府は延滞金を徴収することができること及び政府は償還を怠ったときは償還期限を繰り上げることができること。（第二条関係）

第三 附則

この政令は、平成十五年十月一日から施行すること。